

国 土 交 通 大 臣
金 子 恭 之 様

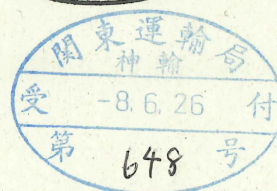
横浜市中区本町6丁目50番地の10
横 浜 市
横 浜 市 長 山 中 竹 春

一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請書

このたび、一般乗合旅客自動車運送事業の運賃の上限を変更したいので、道路運送法第9条第1項及び同法施行規則第8条第4項の規定に基づいて下記のとおり申請いたします。

記

- 1 名称及び住所並びに代表者
横 浜 市
横浜市中区本町6丁目50番地の10
横浜市長 山中 竹春
- 2 変更しようとする上限運賃を適用する路線
全路線…別紙1のとおり
- 3 変更しようとする運賃の種類、額及び適用方法
別紙2のとおり
- 4 変更しようとする理由



本市乗合バス事業は現在、515kmに及ぶ路線網に在籍775両をもって1日約31万人のお客様にご利用いただき、地域住民の身近な足としての役割を果たしています。

現行の運賃は平成9年8月12日に認可をいただき、同年9月1日から210円に改定して以降、消費税率引き上げに伴う消費税の転嫁を目的とした2度の改定を除き、実質的な運賃は前回改定から約30年が経過しています。

本市乗合バス事業は、平成15年度に当時の市長の私的諮問機関である横浜市市営交通事業あり方検討委員会から出されたバス事業のあり方に関する答申を踏まえ、それまでの赤字体質の経営から脱却し、一般会計からの任意補助金に頼らない自主自立の経営を実現するべく、職員の給与カットや給料表の見直しなどの人件費の削減や、2営業所の廃止、管理の受委託による効率化、路線の民間移譲や非効率路線の再編・廃止等といった経営改革に取り組んできました。この結果、平成19年度には任意補助金を廃止し、その後、平成22年度から令和元年度まで自主自立の経営を継続してきました。

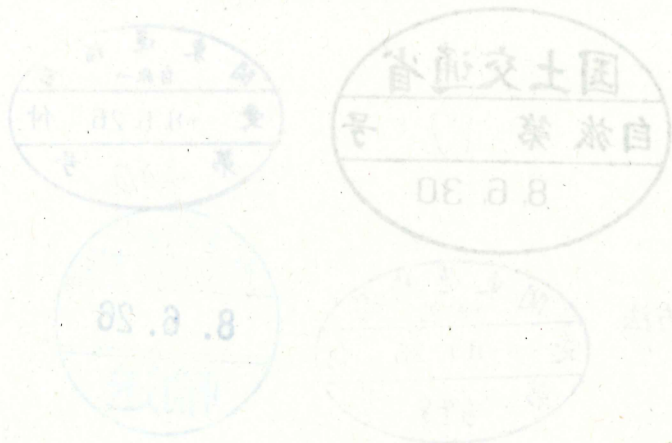
しかしながら、コロナ禍で経営上の危機に瀕して以降、移動需要の変化・多様化により、事業運営の根幹である乗車料収入は厳しい状況が続いています。加えて、かねてからの物価高騰による原材料調達コストや、乗務員確保のための処遇改善に伴う人件費、さらには企業債借入に伴う利息など、事業運営に要する運送原価は上昇しており、お客様からいただく乗車料収入で賄うことは困難となっています。今後においても、中長期的な少子高齢化や物価高騰、人材確保・離職防止といった課題に対応しながら、安全な運行の提供や社会的要請への対応に取り組む必要があるなど、引き続き厳しい経営環境が続くものと見込まれます。

こうした状況において、市民の皆様の足としての市営バスネットワークを将来にわたり安全・安定的に維持していくためには、運賃改定により早急に経営改善を図る必要があると判断し、市内均一運賃の上限変更認可申請に至ったものです。

5 実施運賃の種類、額及び適用方法
別紙2別表のとおり

6 実施予定
令和9年1月

以上



運賃の種類、額及び適用方法

1 運賃の種類及び額

運賃の種類		額		
普通旅客運賃	片道	別表(1)		
定期旅客運賃	通勤	別表(2)		
	通学		大人	
		小児	別表(3)	
	特殊	全線		
		通学全線		大人
				小児
	高齢者割引全線			
	特別乗車券			
特殊旅客運賃	バス1日乗車券	別表(4)		
	バス・地下鉄共通1日乗車券			
旅客運賃の割引	身体障害者割引	別表(5)		
	児童福祉法の適用を受けているものに対する割引			
	知的障害者割引			
	精神障害者割引			
旅客運賃の割増	深夜早朝運行割増	別表(6)		

(1) 旅客運賃の計算方

- ア 小児運賃は大人運賃の半額とし、10円未満の端数は10円単位に切り上げる。
- イ 運賃計算上の端数は、表定運賃によるものを除いて、10円単位に四捨五入する。
- ウ ICカードにより普通旅客運賃を収受する場合（その全額をICカードにより収受する場合に限る。）において、当該普通旅客運賃を1円単位とする場合における上記ア及びイについては、「10円」とあるのは「1円」とする。

2 運賃の適用方法

- (1) この運賃は、本市の経営する乗合自動車で旅客を運送する場合に適用する。
- (2) 運賃区界でない停留所から乗車する旅客の運賃はその停留所の外方にある運賃区界停留所からの運賃を適用する。
- (3) 大人運賃と小児運賃の区分は、次に掲げる区分による。
大人運賃……中学生以上の者
小児運賃……小学生以下の者
- (4) 旅客運賃の適用方法は次のとおりとする。

ア 普通旅客運賃

(ア) 片道普通旅客運賃

- a 片道普通旅客運賃は、旅客が片道1回乗車する場合に適用する。
- b 普通乗車券を使用する旅客が途中下車したときは、原則として前途の区間の乗車を認めない。

イ 定期旅客運賃

(イ) 通勤定期旅客運賃、通学定期旅客運賃は、旅客が同一停留所の区間を不定回数乗車する場合に適用する。

(イ) 通勤定期旅客運賃（記名式又は持参人式）は乗車回数及び適用旅客の範囲を、限定しない。

(イ) 通学定期乗車券（以下「通学定期券」という。）は、次のいずれかに該当する学校等（以下「認定学校」という。）に通学する者に対し、これを発売する。

- a 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校
- b 東日本旅客鉄道株式会社（JR）の指定学校で、かつ、次のいずれかに該当する学校
 - (a) 学校教育法第124条に規定する専修学校（修業期間が1年以上で、かつ、1年の授業時間が700時間以上のもの）で、管理者が発売認定したもの
 - (b) 学校教育法第134条に規定する各種学校（修業期間が1年以上で、かつ、1年の授業時間が700時間以上のもの）で、管理者が発売認定したもの
 - (c) (a)及び(b)に規定する学校以外の国公立の教育施設（修業期間が1年以上で、かつ、1年の授業時間が700時間以上のもの）で、管理者が発売認定したもの
 - (d) 児童福祉法第39条に規定する保育所で、管理者が発売認定したもの
 - (e) 通信制の高等学校及び大学で、1年の通学による授業時間が700時間以上
 - (f) 前2号のほか、東日本旅客鉄道株式会社（JR）の指定学校でない前2号に準じる教育施設（修業期間が1年以上で、かつ、1年の授業時間が450時間以上のもの）で管理者が発売認定したもの。ただし、この場合は独自認定校とし、他社を含む鉄道連絡定期券やバス共通定期券は発売できないものとする。
- c 前項のほか、通学定期券は、医師法（昭和23年法律第201号）及び歯科医師法（昭和23年法律第202号）の規定により、病院又は地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項の規定に基づく保健所に通うため乗車する実地修練生が、実習の

ため実習場まで乗車する場合で、管理者が必要と認めるときは、これを発売する。

- (エ) 特殊全線定期旅客運賃（記名式又は持参人式）は、本市の乗合自動車全路線（271 系統を除く）の全停留所の区間を不定回数乗車する場合に適用し、旅客の範囲は限定しない。
- (オ) 特殊通学大人全線定期旅客運賃及び特殊通学小児全線定期旅客運賃は、本項(ウ)に適合する旅客が本市の乗合自動車全路線（271 系統を除く）の全停留所の区間を不定回数乗車する場合に適用する。
- (カ) 通学定期旅客運賃、特殊通学大人全線定期旅客運賃及び特殊通学小児全線定期旅客運賃は、通常の暦日定期表定額のほか、端数の日数（29 日を限度とする）のある端数日付定期乗車券も発行する。
- (キ) 特殊高齢者割引全線定期（シニアパス）旅客運賃（以下「シニアパス」という。）は適用期間の始期において、満 65 歳以上の旅客が、本市の乗合自動車全路線（271 系統を除く）の全停留所の区間を不定回数乗車する場合に適用する。
- (ク) 片道普通旅客運賃を設定していない区間（2 路線以上）にまたがって乗車する旅客の運賃は、(エ)の特殊全線定期旅客運賃及び(オ)の特殊通学大人全線定期旅客運賃、特殊通学小児全線定期旅客運賃を適用する。
- (ケ) 共通定期乗車券は、横浜市と他事業者とが指定した系統のみ適用する。
- (コ) 定期乗車券を使用する旅客については、途中下車及び乗車回数を制限しない。
- (サ) 定期旅客運賃は、座席を指定する自動車には適用しない。
- (シ) 特別乗車券
 - a 敬老特別乗車証の運賃は、横浜市内に在住する 70 才以上の高齢者が、敬老特別乗車証を所持して横浜市内の路線の停留所相互間を乗車する場合に適用する。
 - b 福祉特別乗車券の運賃は、横浜市内に在住する身体障害者（1～4 級）、知的障害者（IQ75 以下）、精神障害者、原子爆弾被爆者、戦傷病者、任意就労事業従事者、児童扶養手当受給世帯、母子寮入寮世帯の者が福祉特別乗車券を所持して、横浜市内の路線の停留所相互間を乗車する場合に適用する。

ウ 特殊旅客運賃

- (ア) バス 1 日乗車券
 - a バス 1 日乗車券旅客運賃を適用する範囲は、バスを指定した日に不定回数乗車する旅客とする。
 - b バス 1 日乗車券旅客運賃を適用する区間は、乗合自動車全線とする。
- (イ) バス・地下鉄共通 1 日乗車券
 - a バス・地下鉄共通 1 日乗車券旅客運賃を適用する範囲は、バスと地下鉄を指定した日に不定回数乗車する旅客とする。
 - b バス・地下鉄共通 1 日乗車券旅客運賃を適用する区間は、乗合自動車全線とする。

エ 旅客運賃の割引の種類別の適用方法は、次のとおりとする。

- (ア) 身体障害者に対する割引
身体障害者割引運賃を適用する旅客は、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283

号) 第 15 条第 4 項の規定により、身体障害者手帳（旅客鉄道株式会社運賃減額欄及び本人写真を含むものに限る）の交付を受けている者及びその介護人（横浜市において介護人を必要と認める場合）とする。

(イ) 児童福祉法の適用を受けている者に対する割引

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の適用を受ける者に対する割引運賃を適用する旅客は、児童福祉法第 7 条第 1 項及び同法第 12 条の 4 第 1 項に規定する諸施設により養護又は保護を受けている者及びその付添人（横浜市において付添人を必要と認める場合）とする。

(ウ) 知的障害者に対する割引

知的障害者割引運賃を適用する旅客は、児童福祉法第 12 条第 1 項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 12 条第 1 項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害と判定を受けた、「療育手帳制度について」（昭和 48 年 9 月厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知）により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳（旅客鉄道株式会社運賃減額欄及び本人写真を含むものに限る）又は「カード型療育手帳の仕様について」（平成 27 年 11 月 18 日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課事務連絡）により示された療育手帳（旅客鉄道株式会社運賃減額欄及び本人写真を含むものに限る）の交付を受けている者及びその介護人（横浜市において介護人を必要と認める場合）とする。

(エ) 精神障害者に対する割引

精神障害者割引運賃を適用する旅客は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項の規定により、精神障害者保健福祉手帳（旅客鉄道株式会社運賃減額欄及び本人写真を含むものに限る）の交付を受けている者及びその介護人（横浜市において介護人を必要と認める場合）とする。

オ 旅客運賃の割増の適用方法は次のとおりとする。

(7) 深夜早朝運行割増

深夜早朝（23 時以降 5 時まで）運行割増を設定する路線で、深夜早朝の時間帯の旅客に適用する。

ただし、当該路線の定期乗車券等を所持する旅客が乗車しようとするときは、割増相当額を支払って乗車できる。

別表(1) 普通旅客運賃

1 片道旅客運賃

(1) 均一制 (別紙1の運賃を適用する路線のとおり)

ア 1円単位運賃 (ICカードにより収受する場合)

<上限>

種類	運賃	備考
大人	270 円	—
小児	140 円	—

<実施>

種類	運賃	備考
大人	240 円	—
小児	100 円	実施運賃 120 円の 1 割 6 分 7 厘引

イ 10円単位運賃

<上限>

種類	運賃	備考
大人	270 円	—
小児	140 円	—

<実施>

種類	運賃	備考
大人	240 円	—
小児	120 円	—

別表(2) 定期旅客運賃

<上限>

(単位:円)

種 別	通 勤 (記名式又は持参人式)			通 学 (記名式)						
	大 人			大 人			小 児			
	1 か月	3 か月	6 か月	1 か月	3 か月	6 か月	1 か月	3 か月	6 か月	
割引率	2割 5分引	1か月の 3倍の 5分引	1か月の 6倍の 1割引	4割 6分 6厘引	1か月の 3倍の 5分引	1か月の 6倍の 1割引	6割6分 9厘引	1か月の 3倍の 5分引	1か月の 6倍の 1割引	
均一制	270円区間	12,150	34,630	65,610	8,650	24,650	46,710	2,780	7,920	15,010

<実施>

(単位:円)

種 別	通 勤 (記名式又は持参人式)			通 学 (記名式)						
	大 人			大 人			小 児			
	1 か月	3 か月	6 か月	1 か月	3 か月	6 か月	1 か月	3 か月	6 か月	
割引率	2割 5分引	1か月の 3倍の 5分引	1か月の 6倍の 1割引	5割1 分9厘 4毛引	1か月の 3倍の 5分引	1か月の 6倍の 1割引	6割 9分引	1か月の 3倍の 5分引	1か月の 6倍の 1割引	
均一制	240円区間	10,800	30,780	58,320	6,920	19,720	37,370	2,230	6,360	12,040

別表(3) 特殊定期旅客運賃

1 全線定期旅客運賃

<上限>

(単位:円)

種別	通 勤			通 学					
	大 人			大 人			小 児		
通用期間	1か月	3か月	6か月	1か月	3か月	6か月	1か月	3か月	6か月
運賃額	12,150	34,630	65,610	8,650	24,650	46,710	2,780	7,920	15,010

<実施>

(単位:円)

種別	通 勤			通 学					
	大 人			大 人			小 児		
通用期間	1か月	3か月	6か月	1か月	3か月	6か月	1か月	3か月	6か月
運賃額	10,800	30,780	58,320	6,920	19,720	37,370	2,230	6,360	12,040

2 高齢者割引全線定期(シニアパス)旅客運賃

別途、営業割引運賃の届出を行います。

3 特別乗車券

(1) 敬老特別乗車証

種類	1人1回あたり 運賃額
敬老特別乗車証	141円

(2) 福祉特別乗車券

種類	運賃	
	1人1か月 運賃額	算 式
福祉特別乗車券	障害者要件 ^{※1}	2,530 110円×23回
	児童扶養手当等要件 ^{※2}	4,120 179円×23回

※1 横浜市福祉特別乗車券条例で定める交付対象者

※2 横浜市乗合自動車等特別乗車券交付規則で定める交付資格を有する者

別表(4) 特殊旅客運賃

別途、営業割引運賃の届出を行います。

別表(5) 旅客運賃の割引

1 普通旅客運賃における身体障害者等に対する割引

旅客運賃の割引	種類		運賃		
			上限	実施	
身体障害者割引	普通旅客運賃	大人	1円単位	140円	120円
			10円単位	140円	120円
		小児	1円単位	70円	50円
			10円単位	70円	60円
児童福祉法の適用を受ける者に対する割引	普通旅客運賃	大人	1円単位	140円	120円
			10円単位	140円	120円
		小児	1円単位	70円	50円
			10円単位	70円	60円
知的障害者割引	普通旅客運賃	大人	1円単位	140円	120円
			10円単位	140円	120円
		小児	1円単位	70円	50円
			10円単位	70円	60円
精神障害者割引	普通旅客運賃	大人	1円単位	140円	120円
			10円単位	140円	120円
		小児	1円単位	70円	50円
			10円単位	70円	60円

2 定期旅客運賃における身体障害者等に対する割引

<上限>

(単位：円)

種別	通勤			通学						
	大人			大人			小児			
通用期間	1か月	3か月	6か月	1か月	3か月	6か月	1か月	3か月	6か月	
割引率	定期旅客運賃の3割引	定期旅客運賃の3割引	定期旅客運賃の3割引	定期旅客運賃の3割引	定期旅客運賃の3割引	定期旅客運賃の3割引	定期旅客運賃の3割引	定期旅客運賃の3割引	定期旅客運賃の3割引	
均一制	270円区間	8,510	24,240	45,930	6,060	17,260	32,700	1,950	5,540	10,510

<実施>

(単位：円)

種別	通勤			通学						
	大人			大人			小児			
通用期間	1か月	3か月	6か月	1か月	3か月	6か月	1か月	3か月	6か月	
割引率	定期旅客運賃の3割引	定期旅客運賃の3割引	定期旅客運賃の3割引	定期旅客運賃の3割引	定期旅客運賃の3割引	定期旅客運賃の3割引	定期旅客運賃の3割引	定期旅客運賃の3割引	定期旅客運賃の3割引	
均一制	240円区間	7,560	21,550	40,820	4,840	13,800	26,160	1,560	4,450	8,430

3 特殊旅客定期運賃における身体障害者等に対する割引

<上限>

(単位：円)

種別	通勤			通学					
	大人			大人			小児		
通用期間	1か月	3か月	6か月	1か月	3か月	6か月	1か月	3か月	6か月
運賃額	8,510	24,240	45,930	6,060	17,260	32,700	1,950	5,540	10,510

<実施>

(単位：円)

種別	通勤			通学					
	大人			大人			小児		
通用期間	1か月	3か月	6か月	1か月	3か月	6か月	1か月	3か月	6か月
運賃額	7,560	21,550	40,820	4,840	13,800	26,160	1,560	4,450	8,430

4 特殊旅客運賃における身体障害者等に対する割引

別途、営業割引運賃の届出を行います。

別表(6) 旅客運賃の割増

1 深夜早朝運行割増

(1) 均一制 (別添)深夜早朝運行割増を適用する路線のとおり)

ア 1円単位運賃 (ICカードにより収受する場合)

<上限>

種類	運賃	割増率
大人	540円	10割増
小児	280円	

<実施>

種類	運賃	割増率
大人	480円	10割増
小児	200円	

イ 10円単位運賃

<上限>

種類	運賃	割増率
大人	540円	10割増
小児	280円	

<実施>

種類	運賃	割増率
大人	480円	10割増
小児	240円	

系統番号が確定次第、差し替えます。

別添

深夜早朝運行割増を適用する路線

整理番号	系統番号	路線名	運行区間			キロ程		備考
			起点	主な経由地	終点	往路 (k m)	復路 (k m)	
1	-	鴨居町線	中山駅前	～ 中山町	～ 緑車庫前	2.0	-	10割増
2	-	港南線	港南車庫前	～ 吉原	～ 上大岡駅前	4.6	4.7	10割増
3	-	三溪園線	本牧車庫前	～ 桜木町駅前	～ 横浜駅前	-	9.2	10割増
4	-	天神線	磯子駅前	～ 八幡橋(磯子区)	～ 滝頭	2.7	-	10割増
5	-	綱島線	鶴見駅前	～ 末吉橋	～ 一の瀬	5.1	5.1	10割増
6	-	十日市場線	青葉台駅	～ 十日市場駅前	～ 若葉台中央	5.3	-	10割増
7	-	〃	十日市場駅前	～ 霧が丘センター前	～ 若葉台中央	3.3	-	10割増
8	-	川向町線	鶴見駅西口	～ 内路	～ 新横浜駅前	8.5	-	10割増
9	-	〃	鶴見駅西口	～ 内路	～ 港北車庫前	7.6	-	10割増
10	-	上永谷線	上永谷駅前	～ すすかけ通	～ 野庭中央公園	3.3	-	10割増
11	-	栗田谷線	横浜駅西口	～ 栗田谷	～ 神大寺入口	4.1	-	10割増
12	-	野庭団地線	野庭中央公園	～ すすかけ通	～ 上大岡駅前	-	5.7	10割増
13	-	竹山団地線	鴨居駅前	～ 鴨居町	～ 竹山団地折返場	1.9	-	10割増
14	-	藤棚線	横浜駅前	～ 久保山	～ 滝頭	7.1	-	10割増
15	-	本牧線	本牧車庫前	～ 大鳥中学校前	～ 横浜駅前	-	8.3	10割増
16	-	〃	本牧車庫前	～ 大鳥中学校前	～ 地下鉄関内駅	-	5.7	10割増
17	-	金沢文庫線	洋光台駅前	～ 萩台	～ さわの里小学校前	4.1	-	10割増
18	-	神明社線	保土ヶ谷駅西口	～ 桜ヶ丘	～ 星川駅	4.1	-	10割増
19	-	境木線	東戸塚駅前	～ 境木中学校前	～ 平戸幼稚園入口	-	2.8	10割増
20	-	江田線	江田駅	～ 荏田南	～ 仲町台駅	5.6	-	10割増
21	-	佐江戸線	石橋	～ 見花山	～ 市が尾駅	-	4.8	10割増

運賃の種類、額及び適用方法 (新旧対照表)

旧 (令和7年4月1日適用)

新 (令和9年1月 日適用)

1 運賃の種類及び額

運賃の種類		額
普通旅客運賃	片道	別表(1)
	通勤	
定期旅客運賃	大人	別表(2)
	小児	
	全線	別表(3)
	大人	
	小児	
特殊		
通学全線		
高齢者割引全線		
特別乗車券		
特殊旅客運賃	バス1日乗車券	別表(4)
	バス・地下鉄共通1日乗車券	
旅客運賃の割引	身体障害者割引	別表(5)
	児童福祉法の適用を受けているものに対する割引	
	知的障害者割引	
旅客運賃の割増	精神障害者割引	別表(6)
	深夜早朝運行割増	

1 運賃の種類及び額

運賃の種類		額
普通旅客運賃	片道	別表(1)
	通勤	
定期旅客運賃	大人	別表(2)
	小児	
	全線	別表(3)
	大人	
	小児	
特殊		
通学全線		
高齢者割引全線		
特別乗車券		
特殊旅客運賃	バス1日乗車券	別表(4)
	バス・地下鉄共通1日乗車券	
旅客運賃の割引	身体障害者割引	別表(5)
	児童福祉法の適用を受けているものに対する割引	
	知的障害者割引	
旅客運賃の割増	精神障害者割引	別表(6)
	深夜早朝運行割増	

(1) 旅客運賃の計算方

- ア 小児運賃は大人運賃の半額とし、10円未満の端数は10円単位に切り上げる。
- イ 運賃計算上の端数は、表定運賃によるものを除いて、10円単位に四捨五入する。
- ウ **消費税率引上げに伴う改定上限運賃の算出については、「2019年10月からの消費税率引上げに伴う乗合バス運賃・料金改定の取扱いについて」(平成31年3月12日付け国自旅第277号)に基づき方法(別表①「増収率算定表」記載のとおり)とする。**
- エ ICカードにより普通旅客運賃を収受する場合(その全額をICカードにより収受する場合に限る。)において、当該普通旅客運賃を1円単位とする場合における上記ア及びイについては、「10円」とあるのは「1円」とする。

(1) 旅客運賃の計算方

- ア 小児運賃は大人運賃の半額とし、10円未満の端数は10円単位に切り上げる。
- イ 運賃計算上の端数は、表定運賃によるものを除いて、10円単位に四捨五入する。
- ウ ICカードにより普通旅客運賃を収受する場合(その全額をICカードにより収受する場合に限る。)において、当該普通旅客運賃を1円単位とする場合における上記ア及びイについては、「10円」とあるのは「1円」とする。

2 運賃の適用方法

- (1) この運賃は、本市の経営する乗合自動車で旅客を運送する場合に適用する。
- (2) 運賃区界でない停留所から乗車する旅客の運賃はその停留所の外方にある運賃区界停留所からの運賃を適用する。
- (3) 大人運賃と小児運賃の区分は、次に掲げる区分による。

2 運賃の適用方法

- (1) この運賃は、本市の経営する乗合自動車で旅客を運送する場合に適用する。
- (2) 運賃区界でない停留所から乗車する旅客の運賃はその停留所の外方にある運賃区界停留所からの運賃を適用する。
- (3) 大人運賃と小児運賃の区分は、次に掲げる区分による。

大人運賃……中学生以上の者
小児運賃……小学生以下の者
(4) 旅客運賃の適用方法は次のとおりとする。
ア 普通旅客運賃

(7) 片道普通旅客運賃

- a 片道普通旅客運賃は、旅客が片道1回乗車する場合に適用する。
- b 普通乗車券を使用する旅客が途中下車したときは、原則として前途の区間の乗車を認めない。

(4) 環状定期券制度

a 適用日は、土曜、日曜、祝日、12月25日～1月7日、8月12日～8月16日とする。

b 適用対象者は次のとおりとする。

- (a) 横浜市公安局が発行する通勤定期券、特殊全線定期券、高齢者割引全線定期券又は横浜市交通局と他社との共通通勤定期券(他社発行分を含む)を所持する者で、券面に表示された通勤区間に乗車する者。
- (b) 横浜市交通局が発行する通勤定期券、特殊全線定期券、高齢者割引全線定期券又は横浜市交通局と他社との共通通勤定期券(他社発行分を含む)を所持する者に同乗する5名までの者。
- (c) 運賃の支払方法は、現金のみとする。

イ 定期旅客運賃

(7) 通勤定期旅客運賃、通学定期旅客運賃は、旅客が同一停留所の区間を不定回数乗車する場合に適用する。

(4) 通勤定期旅客運賃(記名式又は持参人式)は乗車回数及び適用旅客の範囲を、限定しない。

(7) 通勤定期乗車券(以下「通勤定期券」という。)は、次のいずれかに該当する学校等(以下「認定学校」という。)に通学する者に対し、これを発売する。

- a 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校
- b 東日本旅客鉄道株式会社(JR)の指定学校で、かつ、次のいずれかに該当する学校
- (a) 学校教育法第124条に規定する専修学校(修業期間が1年以上で、かつ、1年の授業時間が700時間以上のもので、管理者が発売認定したもの)
- (b) 学校教育法第134条に規定する各種学校(修業期間が1年以上で、かつ、1年の授業時間が700時間以上のもので、管理者が発売認定したもの)
- (c) (a)及び(b)に規定する学校以外の国公私立の教育施設(修業期間が1年以上で、かつ、1年の授業時間が700時間以上のもので、管理者が発売認定したもの)
- (d) 児童福祉法第39条に規定する保育所で、管理者が発売認定したもの
- (e) 通信制の高等学校及び大学で、1年の通学による授業時間が700時間以上
- (f) 前2号のほか、東日本旅客鉄道株式会社(JR)の指定学校でない前2号に準じる教育施設(修業期間が1年以上で、かつ、1年の授業時間が450時間以上のもので)で管理者が発売認定したもの。ただし、この場合は独自認定校とし、他社を含む鉄道連絡定期券やバス共通定期券は発売できないものとする。

c 前項のほか、通学定期券は、医師法(昭和23年法律第201号)及び歯科医師法(昭和23年法律第202号)の規定により、病院又は地域保健法(昭和22年法律第101号)第5条第1項の規定に基づき保健所に通うため乗車する実地修練生が、実習のため実習場まで乗車する場合で、管理

大人運賃……中学生以上の者
小児運賃……小学生以下の者
(4) 旅客運賃の適用方法は次のとおりとする。
ア 普通旅客運賃

(7) 片道普通旅客運賃

- a 片道普通旅客運賃は、旅客が片道1回乗車する場合に適用する。
- b 普通乗車券を使用する旅客が途中下車したときは、原則として前途の区間の乗車を認めない。

イ 定期旅客運賃

(7) 通勤定期旅客運賃、通学定期旅客運賃は、旅客が同一停留所の区間を不定回数乗車する場合に適用する。

(4) 通勤定期旅客運賃(記名式又は持参人式)は乗車回数及び適用旅客の範囲を、限定しない。

(7) 通勤定期乗車券(以下「通勤定期券」という。)は、次のいずれかに該当する学校等(以下「認定学校」という。)に通学する者に対し、これを発売する。

- a 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校
- b 東日本旅客鉄道株式会社(JR)の指定学校で、かつ、次のいずれかに該当する学校
- (a) 学校教育法第124条に規定する専修学校(修業期間が1年以上で、かつ、1年の授業時間が700時間以上のもので、管理者が発売認定したもの)
- (b) 学校教育法第134条に規定する各種学校(修業期間が1年以上で、かつ、1年の授業時間が700時間以上のもので、管理者が発売認定したもの)
- (c) (a)及び(b)に規定する学校以外の国公私立の教育施設(修業期間が1年以上で、かつ、1年の授業時間が700時間以上のもので、管理者が発売認定したもの)
- (d) 児童福祉法第39条に規定する保育所で、管理者が発売認定したもの
- (e) 通信制の高等学校及び大学で、1年の通学による授業時間が700時間以上
- (f) 前2号のほか、東日本旅客鉄道株式会社(JR)の指定学校でない前2号に準じる教育施設(修業期間が1年以上で、かつ、1年の授業時間が450時間以上のもので)で管理者が発売認定したもの。ただし、この場合は独自認定校とし、他社を含む鉄道連絡定期券やバス共通定期券は発売できないものとする。

c 前項のほか、通学定期券は、医師法(昭和23年法律第201号)及び歯科医師法(昭和23年法律第202号)の規定により、病院又は地域保健法(昭和22年法律第101号)第5条第1項の規定に基づき保健所に通うため乗車する実地修練生が、実習のため実習場まで乗車する場合で、管理

者が必要と認めるときは、これを発売する。

(エ) 特殊全線定期旅客運賃（記名式又は持参人式）は、本市の乗合自動車全路線（271系統を除く）の全停留所の区間を不定回数乗車する場合に適用し、旅客の範囲は限定しない。

(カ) 特殊通学大人全線定期旅客運賃及び特殊通学小児全線定期旅客運賃は、本項(ウ)に適合する旅客が本市の乗合自動車全路線（271系統を除く）の全停留所の区間を不定回数乗車する場合に適用する。

(キ) 通学定期旅客運賃、特殊通学大人全線定期旅客運賃及び特殊通学小児全線定期旅客運賃は、通常の暦日定期表定額のほか、端数の日数（29日を限度とする）のある端数日付定期乗車券も発行する。

(ク) 特殊高齢者割引全線定期（シニアバス）旅客運賃（以下「シニアバス」という）は適用期間の始期において、満65歳以上の旅客が、本市の乗合自動車全路線（271系統を除く）の全停留所の区間を不定回数乗車する場合に適用する。

(ケ) 片道普通旅客運賃を設定していない区間（2路線以上）にまたがって乗車する旅客の運賃は、(イ)の特殊全線定期旅客運賃及び(カ)の特殊通学大人全線定期旅客運賃、特殊通学小児全線定期旅客運賃を適用する。

(コ) 共通定期乗車券は、横浜市と他事業者とが指定した系統のみ適用する。

(ク) 定期乗車券を使用する旅客については、途中下車及び乗車回数を制限しない。

(カ) 定期旅客運賃は、座席を指定する自動車には適用しない。

(シ) 特別乗車券

a 敬老特別乗車証の運賃は、横浜市内に在住する70才以上の高齢者が、敬老特別乗車証を所持して横浜市内の路線の停留所相互間を乗車する場合に適用する。

b 福祉特別乗車券の運賃は、横浜市内に在住する身体障害者（1～4級）、知的障害者（IQ75以下）、精神障害者、原子爆弾被爆者、戦傷病者、任意就労事業従事者、児童扶養手当受給世帯、母子寡入寮世帯の者が福祉特別乗車券を所持して、横浜市内の路線の停留所相互間を乗車する場合に適用する。

ウ 特殊旅客運賃

(7) バス1日乗車券

a バス1日乗車券旅客運賃を適用する範囲は、バスを指定した日に不定回数乗車する旅客とする。

b バス1日乗車券旅客運賃を適用する区間は、乗合自動車全線とする。

(イ) バス・地下鉄共通1日乗車券

a バス・地下鉄共通1日乗車券旅客運賃を適用する範囲は、バスと地下鉄を指定した日に不定回数乗車する旅客とする。

b バス・地下鉄共通1日乗車券旅客運賃を適用する区間は、乗合自動車全線とする。

エ 旅客運賃の割引の種類別の適用方法は、次のとおりとする。

(7) 身体障害者に対する割引

身体障害者割引運賃を適用する旅客は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により、身体障害者手帳（旅客鉄道株式会社運賃減額欄及び本人写真を含むものに限る）の交付を受けている者及びその介護人（横浜市において介護人が必要と認める場合）とする。

(イ) 児童福祉法の適用を受けている者に対する割引

者が必要と認めるときは、これを発売する。

(エ) 特殊全線定期旅客運賃（記名式又は持参人式）は、本市の乗合自動車全路線（271系統を除く）の全停留所の区間を不定回数乗車する場合に適用し、旅客の範囲は限定しない。

(カ) 特殊通学大人全線定期旅客運賃及び特殊通学小児全線定期旅客運賃は、本項(ウ)に適合する旅客が本市の乗合自動車全路線（271系統を除く）の全停留所の区間を不定回数乗車する場合に適用する。

(キ) 通学定期旅客運賃、特殊通学大人全線定期旅客運賃及び特殊通学小児全線定期旅客運賃は、通常の暦日定期表定額のほか、端数の日数（29日を限度とする）のある端数日付定期乗車券も発行する。

(ク) 特殊高齢者割引全線定期（シニアバス）旅客運賃（以下「シニアバス」という）は適用期間の始期において、満65歳以上の旅客が、本市の乗合自動車全路線（271系統を除く）の全停留所の区間を不定回数乗車する場合に適用する。

(ケ) 片道普通旅客運賃を設定していない区間（2路線以上）にまたがって乗車する旅客の運賃は、(イ)の特殊全線定期旅客運賃及び(カ)の特殊通学大人全線定期旅客運賃、特殊通学小児全線定期旅客運賃を適用する。

(コ) 共通定期乗車券は、横浜市と他事業者とが指定した系統のみ適用する。

(ク) 定期乗車券を使用する旅客については、途中下車及び乗車回数を制限しない。

(カ) 定期旅客運賃は、座席を指定する自動車には適用しない。

(シ) 特別乗車券

a 敬老特別乗車証の運賃は、横浜市内に在住する70才以上の高齢者が、敬老特別乗車証を所持して横浜市内の路線の停留所相互間を乗車する場合に適用する。

b 福祉特別乗車券の運賃は、横浜市内に在住する身体障害者（1～4級）、知的障害者（IQ75以下）、精神障害者、原子爆弾被爆者、戦傷病者、任意就労事業従事者、児童扶養手当受給世帯、母子寡入寮世帯の者が福祉特別乗車券を所持して、横浜市内の路線の停留所相互間を乗車する場合に適用する。

ウ 特殊旅客運賃

(7) バス1日乗車券

a バス1日乗車券旅客運賃を適用する範囲は、バスを指定した日に不定回数乗車する旅客とする。

b バス1日乗車券旅客運賃を適用する区間は、乗合自動車全線とする。

(イ) バス・地下鉄共通1日乗車券

a バス・地下鉄共通1日乗車券旅客運賃を適用する範囲は、バスと地下鉄を指定した日に不定回数乗車する旅客とする。

b バス・地下鉄共通1日乗車券旅客運賃を適用する区間は、乗合自動車全線とする。

エ 旅客運賃の割引の種類別の適用方法は、次のとおりとする。

(7) 身体障害者に対する割引

身体障害者割引運賃を適用する旅客は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により、身体障害者手帳（旅客鉄道株式会社運賃減額欄及び本人写真を含むものに限る）の交付を受けている者及びその介護人（横浜市において介護人が必要と認める場合）とする。

(イ) 児童福祉法の適用を受けている者に対する割引

児童福祉法の適用を受けている者に対して割引運賃を適用する旅客は、児童福祉法第7条第1項及び同法第12条の4に規定する諸施設により養護又は保護を受けている者及びその付添人(横浜市において付添人を必要と認める場合)とする。

(ウ) 知的障害者に対する割引

知的障害者割引運賃を適用する旅客は、児童福祉法第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害と判定を受けた、「療育手帳制度について」(昭和48年9月厚生省発児第156号厚生事務次官通知)により定められた療育手帳(旅客鉄道株式会社運賃減額欄)及び本人写真を含むものに限る)又は「カード型療育手帳の仕様について」(平成27年11月18日厚生労働省社会・援護局障害福祉部企画課事務連絡)により示された療育手帳(旅客鉄道株式会社運賃減額欄)及び本人写真を含むものに限る)の交付を受けている者及びその介護人(横浜市において介護人を必要と認める場合)とする。

(エ) 精神障害者に対する割引

精神障害者割引運賃を適用する旅客は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により、精神障害者保健福祉手帳(旅客鉄道株式会社運賃減額欄)及び本人写真を含むものに限る)の交付を受けている者及びその介護人(横浜市において介護人を必要と認める場合)とする。

オ 旅客運賃の割増の適用方法は次のとおりとする。

(7) 深夜早朝運行割増

深夜早朝(23時以降5時まで)運行割増を設定する路線で、深夜早朝の時間帯の旅客に適用する。ただし、当該路線の定期乗車券等を所持する旅客が乗車しようとするときは、割増相当額を支払って乗車できる。

児童福祉法(昭和22年法律第164号)の適用を受ける者に対する割引運賃を適用する旅客は、児童福祉法第7条第1項及び同法第12条の4第1項に規定する諸施設により養護又は保護を受けている者及びその付添人(横浜市において付添人を必要と認める場合)とする。

(ウ) 知的障害者に対する割引

知的障害者割引運賃を適用する旅客は、児童福祉法第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害と判定を受けた、「療育手帳制度について」(昭和48年9月厚生省発児第156号厚生事務次官通知)により定められた療育手帳(旅客鉄道株式会社運賃減額欄)及び本人写真を含むものに限る)又は「カード型療育手帳の仕様について」(平成27年11月18日厚生労働省社会・援護局障害福祉部企画課事務連絡)により示された療育手帳(旅客鉄道株式会社運賃減額欄)及び本人写真を含むものに限る)の交付を受けている者及びその介護人(横浜市において介護人を必要と認める場合)とする。

(エ) 精神障害者に対する割引

精神障害者割引運賃を適用する旅客は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により、精神障害者保健福祉手帳(旅客鉄道株式会社運賃減額欄)及び本人写真を含むものに限る)の交付を受けている者及びその介護人(横浜市において介護人を必要と認める場合)とする。

オ 旅客運賃の割増の適用方法は次のとおりとする。

(7) 深夜早朝運行割増

深夜早朝(23時以降5時まで)運行割増を設定する路線で、深夜早朝の時間帯の旅客に適用する。ただし、当該路線の定期乗車券等を所持する旅客が乗車しようとするときは、割増相当額を支払って乗車できる。

別表(1) 普通旅客運賃

1 片道旅客運賃

- (1) 均一制 (別紙1の運賃を適用する路線のとおり)
 ア 1円単位運賃 (ICカードにより收受する場合)

種類	運賃	(参考)消費税抜き
大人	220円	200円
小児	110円	—

イ 10円単位運賃

種類	運賃	(参考)消費税抜き
大人	220円	200円
小児	110円	—

(2) 環境定期券制度

種類	運賃
大人	100円
小児	50円

別表(1) 普通旅客運賃

1 片道旅客運賃

- (1) 均一制 (別紙1の運賃を適用する路線のとおり)
 ア 1円単位運賃 (ICカードにより收受する場合)

<上限>

種類	運賃	備考
大人	270円	—
小児	140円	—

<実施>

種類	運賃	備考
大人	240円	—
小児	100円	実施運賃120円の1割6分7厘引

イ 10円単位運賃

<上限>

種類	運賃	備考
大人	270円	—
小児	140円	—

<実施>

種類	運賃	備考
大人	240円	—
小児	120円	—

別表(2) 定期旅客運賃

(単位：円)

種別	通勤 (記名式又は持参人式)			
	大人		小児	
通定期間	1か月	3か月	6か月	6か月
割引率	2割5分引	1か月の3倍の5分引	1か月の6倍の1割引	
均一制	220円区間		9,900	28,220
			53,460	

(単位：円)

種別	通勤 (記名式)					
	大人			小児		
通定期間	1か月	3か月	6か月	1か月	3か月	6か月
割引率	4割引	1か月の3倍の5分引	1か月の6倍の1割引	5割2分の2厘5毛~6割2分の4厘引	1か月の3倍の5分引	1か月の6倍の1割引
均一制	220円区間		7,920	22,570	42,770	2,730
						7,780
						14,740

<参考>実施運賃

(単位：円)

種別	通勤 (記名式)					
	大人			小児		
通定期間	1か月	3か月	6か月	1か月	3か月	6か月
割引率	4割7分5厘8毛引	1か月の3倍の5分引	1か月の6倍の1割引	6割1分5毛~6割9分2厘8毛引	1か月の3倍の5分引	1か月の6倍の1割引
均一制	220円区間		6,920	19,720	37,370	2,230
						6,360
						12,040

別表(2) 定期旅客運賃

<上限>

(単位：円)

種別	通勤 (記名式又は持参人式)				通学 (記名式)			
	大人		小児		大人		小児	
通定期間	1か月	3か月	6か月	1か月	3か月	6か月	1か月	3か月
割引率	2割5分引	1か月の3倍の5分引	1か月の6倍の1割引	4割6分6厘引	1か月の3倍の5分引	1か月の6倍の1割引	6割6分9厘引	1か月の3倍の5分引
均一制	270円区間		12,150	34,630	65,610	8,650	24,650	46,710
								2,780
								7,920
								15,010

<実施>

(単位：円)

種別	通勤 (記名式又は持参人式)				通学 (記名式)			
	大人		小児		大人		小児	
通定期間	1か月	3か月	6か月	1か月	3か月	6か月	1か月	3か月
割引率	2割5分引	1か月の3倍の5分引	1か月の6倍の1割引	5割1分9厘4毛引	1か月の3倍の5分引	1か月の6倍の1割引	6割9分引	1か月の3倍の5分引
均一制	240円区間		10,800	30,780	58,320	6,920	19,720	37,370
								2,230
								6,360
								12,040

別表(3) 特殊定期旅客運賃

1 全線定期旅客運賃

(単位：円)

種別	通勤		大人		通学		小	児
	1か月	3か月	1か月	3か月	1か月	3か月		
通定期間	1か月	3か月	6か月	1か月	3か月	6か月	1か月	3か月
運賃額	9,900	28,220	53,460	7,920	22,570	42,770	2,730	7,780
								14,740

<参考> 実施運賃

(単位：円)

種別	大人		通学		小	児
	1か月	3か月	1か月	3か月		
通定期間	1か月 <td>3か月 <td>6か月 <td>1か月 <td>3か月 <td>6か月</td> </td></td></td></td>	3か月 <td>6か月 <td>1か月 <td>3か月 <td>6か月</td> </td></td></td>	6か月 <td>1か月 <td>3か月 <td>6か月</td> </td></td>	1か月 <td>3か月 <td>6か月</td> </td>	3か月 <td>6か月</td>	6か月
運賃額	6,920	19,720	37,370	2,230	6,360	12,040

2 高齢者割引全線定期 (シニアパス) 旅客運賃

(単位：円)

種別	運賃	
	3か月	全線 (記名式)
通定期間	3か月	6か月
運賃額	19,720	37,370
計算方	通学大人3か月と等しい	通学大人6か月と等しい

3 特別乗車券

(単位：円)

種類	運賃	
	1人1か月	算式
敬老特別乗車証	2,025	135円×15回
福祉特別乗車券	4,120	179円×23回

別表(3) 特殊定期旅客運賃

1 全線定期旅客運賃

<上限>

(単位：円)

種別	通勤		大人		通学		小	児
	1か月	3か月	1か月	3か月	1か月	3か月		
通定期間	1か月 <td>3か月 <td>6か月</td> <td>1か月 <td>3か月 <td>6か月</td> <td>1か月 <td>3か月</td> </td></td></td></td>	3か月 <td>6か月</td> <td>1か月 <td>3か月 <td>6か月</td> <td>1か月 <td>3か月</td> </td></td></td>	6か月	1か月 <td>3か月 <td>6か月</td> <td>1か月 <td>3か月</td> </td></td>	3か月 <td>6か月</td> <td>1か月 <td>3か月</td> </td>	6か月	1か月 <td>3か月</td>	3か月
運賃額	12,150	34,630	65,610	8,650	24,650	46,710	2,780	7,920
								15,010

<実施>

(単位：円)

種別	大人		通学		小	児
	1か月	3か月	1か月	3か月		
通定期間	1か月 <td>3か月 <td>6か月</td> <td>1か月 <td>3か月 <td>6か月</td> </td></td></td>	3か月 <td>6か月</td> <td>1か月 <td>3か月 <td>6か月</td> </td></td>	6か月	1か月 <td>3か月 <td>6か月</td> </td>	3か月 <td>6か月</td>	6か月
運賃額	10,800	30,780	58,320	6,920	19,720	37,370
						2,230
						6,360
						12,040

2 高齢者割引全線定期 (シニアパス) 旅客運賃

別途、営業割引運賃の届出を行います。

3 特別乗車券

(1) 敬老特別乗車証

種類	1人1回あたり
敬老特別乗車証	運賃額
	141円

(2) 福祉特別乗車券

種類	運賃	
	1人1か月	算式
福祉特別乗車券	障害者要件*1	110円×23回
	児童扶養手当等要件*2	179円×23回
		2,530円
		4,120円

※1 横浜市福祉特別乗車券条例で定める交付対象者

※2 横浜市乗合自動車等特別乗車券交付規則で定める交付資格を有する者

別表(4) 特殊旅客運賃

(単位：円)

種類	運賃		算式
	金額	割引率	
バス1日乗車券	大人	600	普通旅客運賃 の3割2分引
	小児	300	
バス・地下鉄 共通1日乗車券	大人	830	【一般乗合バス】 普通旅客運賃 の2割5分5厘 引
	小児	420	

$220 \text{円} \times 3 \text{回} \times (1 - 0.255) = 490 \text{円}$
 $(210 \text{円} + 250 \text{円}) \times (1 - 0.255) = 340 \text{円}$

別表(4) 特殊旅客運賃

別途、営業割引運賃の届出を行います。

別表(5) 旅客運賃の割引

1 普通旅客運賃における身体障害者等に対する割引

旅客運賃の割引	種類		運賃
	普通旅客運賃	小児	
身体障害者割引	大人	1円単位	110円
	小児	10円単位	110円
児童福祉法の適用を受ける者に対する割引	普通旅客運賃	大人	55円
		小児	60円
	知的障害者割引	大人	110円
		小児	60円
精神障害者割引	普通旅客運賃	大人	110円
		小児	60円
	普通旅客運賃	大人	55円
		小児	60円

別表(5) 旅客運賃の割引

1 普通旅客運賃における身体障害者等に対する割引

旅客運賃の割引	種類		運賃	
	普通旅客運賃	小児	上限	実施
身体障害者割引	大人	1円単位	140円	120円
	小児	10円単位	140円	120円
児童福祉法の適用を受ける者に対する割引	普通旅客運賃	大人	70円	50円
		小児	70円	60円
	知的障害者割引	大人	140円	140円
		小児	70円	50円
精神障害者割引	普通旅客運賃	大人	140円	120円
		小児	70円	60円
	普通旅客運賃	大人	140円	140円
		小児	70円	50円

旧 (令和7年4月1日適用)

2 定期旅客運賃における身体障害者等に対する割引

(単位：円)

種別	通勤			
	大人		小児	
適用期間	1か月	3か月	6か月	6か月
割引率	定期旅客運賃の3割引	定期旅客運賃の3割引	定期旅客運賃の3割引	定期旅客運賃の3割引
均一制	220円区間	6,930	19,750	37,420

(単位：円)

種別	通勤											
	大人			小児			大人			小児		
適用期間	1か月	3か月	6か月	1か月	3か月	6か月	1か月	3か月	6か月	1か月	3か月	6か月
割引率	定期旅客運賃の3割引	定期旅客運賃の3割引	定期旅客運賃の3割引	定期旅客運賃の3割引	定期旅客運賃の3割引	定期旅客運賃の3割引	定期旅客運賃の3割引	定期旅客運賃の3割引	定期旅客運賃の3割引	定期旅客運賃の3割引	定期旅客運賃の3割引	定期旅客運賃の3割引
均一制	220円区間	5,540	15,800	29,940	1,910	5,450	10,320					

<参考> 実施運賃

(単位：円)

種別	通勤											
	大人			小児			大人			小児		
適用期間	1か月	3か月	6か月	1か月	3か月	6か月	1か月	3か月	6か月	1か月	3か月	6か月
割引率	定期旅客運賃の3割引	定期旅客運賃の3割引	定期旅客運賃の3割引	定期旅客運賃の3割引	定期旅客運賃の3割引	定期旅客運賃の3割引	定期旅客運賃の3割引	定期旅客運賃の3割引	定期旅客運賃の3割引	定期旅客運賃の3割引	定期旅客運賃の3割引	定期旅客運賃の3割引
均一制	220円区間	4,840	13,800	26,160	1,560	4,450	8,430					

新 (令和9年1月1日適用)

2 定期旅客運賃における身体障害者等に対する割引

<上限>

(単位：円)

種別	通勤						学					
	大人			小児			大人			小児		
適用期間	1か月	3か月	6か月	1か月	3か月	6か月	1か月	3か月	6か月	1か月	3か月	6か月
割引率	定期旅客運賃の3割引	定期旅客運賃の3割引	定期旅客運賃の3割引	定期旅客運賃の3割引	定期旅客運賃の3割引	定期旅客運賃の3割引	定期旅客運賃の3割引	定期旅客運賃の3割引	定期旅客運賃の3割引	定期旅客運賃の3割引	定期旅客運賃の3割引	定期旅客運賃の3割引
均一制	270円区間	8,510	24,240	45,930	6,060	17,260	32,700	1,950	5,540	10,510		

<実施>

(単位：円)

種別	通勤						学					
	大人			小児			大人			小児		
適用期間	1か月	3か月	6か月	1か月	3か月	6か月	1か月	3か月	6か月	1か月	3か月	6か月
割引率	定期旅客運賃の3割引	定期旅客運賃の3割引	定期旅客運賃の3割引	定期旅客運賃の3割引	定期旅客運賃の3割引	定期旅客運賃の3割引	定期旅客運賃の3割引	定期旅客運賃の3割引	定期旅客運賃の3割引	定期旅客運賃の3割引	定期旅客運賃の3割引	定期旅客運賃の3割引
均一制	240円区間	7,560	21,550	40,820	4,840	13,800	26,160	1,560	4,450	8,430		

3 特殊旅客定期運賃における身体障害者等に対する割引

<上限>

(単位：円)

種別	通勤						学					
	大人			小児			大人			小児		
適用期間	1か月	3か月	6か月	1か月	3か月	6か月	1か月	3か月	6か月	1か月	3か月	6か月
運賃額	8,510	24,240	45,930	6,060	17,260	32,700	1,950	5,540	10,510			

<実施>

(単位：円)

種別	通勤						学					
	大人			小児			大人			小児		
適用期間	1か月	3か月	6か月	1か月	3か月	6か月	1か月	3か月	6か月	1か月	3か月	6か月
運賃額	7,560	21,550	40,820	4,840	13,800	26,160	1,560	4,450	8,430			

3 特殊旅客運賃における身体障害者等に対する割引

(単位：円)

種類	運賃	
	金額	割引率
バス1日乗車券	大人	300
	小児	150
バス・地下鉄共通 1日乗車券	大人	420
	小児	210

4 特殊旅客運賃における身体障害者等に対する割引

別途、営業割引運賃の届出を行います。

別表(6) 旅客運賃の割増

1 深夜早朝割増

(1) 均一制 (別添1 深夜早朝運行割増を適用する路線のとおり)
ア 1円単位運賃 (ICカードにより収受する場合)

種類	運賃	割増率
大人	440円	10割増
小児	220円	

イ 10円単位運賃

種類	運賃	割増率
大人	440円	10割増
小児	220円	

別表(6) 旅客運賃の割増

1 深夜早朝運行割増

(1) 均一制 (別添1 深夜早朝運行割増を適用する路線のとおり)
ア 1円単位運賃 (ICカードにより収受する場合)

<上限>

種類	運賃	割増率
大人	540円	10割増
小児	280円	

<美施>

種類	運賃	割増率
大人	480円	10割増
小児	200円	

イ 10円単位運賃

<上限>

種類	運賃	割増率
大人	540円	10割増
小児	280円	

<美施>

種類	運賃	割増率
大人	480円	10割増
小児	240円	